

○立命館アジア太平洋大学国内学生経済支援授業料減免規程

2009年4月8日

規程第807号

(名称)

第1条 本学に立命館アジア太平洋大学国内学生経済支援授業料減免制度（以下「本制度」という。）を設ける。

(目的)

第2条 本制度は、経済情勢の激変によって学費支弁が困難になった国内学生に、学業の継続および修学の機会を保障することを目的とする。

(対象)

第3条 本制度は、経済情勢の激変によって家計が急変し修学に著しい支障を生じた者、または生じるおそれがある者で、その事由が生じたときから1年以内の者を対象とする。

2 本規程の主旨にもとづき、国および地方公共団体等の援助その他の措置または保険金等により、家計に急変がないか、もしくは修学に著しい支障がない者は、本制度の適用対象としない。

(資格)

第4条 本制度の適用を受けることができる者は、本学に在学する国内学生とする。

(募集)

第5条 募集は、その都度、大学評議会の判断により行う。

(採用人数)

第6条 採用人数は、20名以内とする。

(減免額)

第7条 減免額は、年間授業料の50%相当額とする。

(出願)

第8条 本制度の適用を希望する者は、所定の出願書類を学生部長に提出しなければならない。

(選考、決定および執行)

第9条 選考および決定は、学生委員会の議を経て、学生部長が行う。

本制度の執行は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 決定した減免額が既に支払った授業料を上回っている場合は、その超過分を、本学より当該学生に返還する。

- (2) 決定した減免額が既に支払った授業料を下回っている場合は、その不足分を、本学より当該学生に請求し、当該学生はこれを支払う。

(併用)

第9条の2 本制度は、他の授業料減免、奨学金等との併用または併給を妨げない。ただし、国内学生優秀者育英奨学金を除く。

(取消)

第10条 本制度適用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本制度の適用を取り消すことがある。

- (1) 退学または除籍となったとき
- (2) 休学したとき
- (3) 学生賞罰規程による懲戒処分を受けたとき
- (4) 本制度の適用を辞退したとき
- (5) 出願の際虚偽の申告をするなど、要件を満たさない出願をして本制度の適用を受けたことが判明したとき
- (6) その他、適用者として適当でないと学生委員会が判断したとき

(実施細目)

第11条 本制度に関するその他の実施細目は、学生委員会の議を経て、学生部長が定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、学生委員会および大学評議会の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2022年10月5日 併用規定の追加に伴う一部改正)

この規程は、2022年10月5日から施行し、2023年度入学者から適用する。